

# 固定資産税の減額措置について

## —住宅の省エネ改修を実施した場合—



令和6年3月31日までに、一定の省エネ改修工事が完了した住宅について、固定資産税が減額になる場合があります。

### 要件

下記の1~5のすべての要件を満たす方が対象となります。

1. 平成26年4月1日に存在している住宅であること  
(併用住宅等の場合、居住部分が床面積の2分の1以上であること)
2. 当該家屋の改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下であること
3. 窓の改修工事(二重サッシ化、複層ガラス化など)、または窓の改修工事と併せて行う床、天井または壁の断熱改修工事であること
4. 補助金を除く自己負担額が60万円を超える工事、または断熱改修の費用が50万円を超え、かつ太陽光発電設備、高効率空調機、高効率給湯器、太陽熱利用システムの設置に係る費用と合わせて自己負担額が60万円を超える工事であること
5. 改修した箇所が現行の省エネ基準に適合すること

### 減額内容

改修工事完了後の翌年度のみ、該当住宅の床面積120㎡までについて、税額が3分の2になります。

※減額は1年間のみとなります。

※改修後、認定長期優良住宅の認定を受けたものについては、税額が3分の1になります。

※他の減額制度との併用はできません。(ただし、バリアフリー改修による減額制度のみ併用可)

### 手続き

改修工事完了後3か月以内に下記の書類をご提出ください。

1. 熱損失防止(省エネ)改修住宅等固定資産税減額申告書
2. 領収書及び明細書(具体的に工事箇所と金額がわかるもの)
3. 改修前後の工事箇所の写真
4. 増改築等工事証明書
5. 補助金等を受けている場合はその額が確認できる書類
6. 認定を受けている場合は長期優良住宅の認定通知書の写し

〒355-0392 埼玉県比企郡小川町大字大塚55番地  
小川町役場 税務課資産税担当  
TEL 0493-72-1221(内線128、129、130)